

改正案	現行
<p>（図書館奉仕）</p> <p>第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録）（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。</p> <p>二～五（略）</p> <p>六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。</p> <p>七（略）</p> <p>八 <u>社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行つた教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。</u></p> <p>九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。</p> <p>（司書及び司書補の資格）</p> <p>第五条 次各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。</p> <p>一 <u>大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの</u></p> <p>二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの</p> <p>（削除）</p>	<p>（図書館奉仕）</p> <p>第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。</p> <p>二～五（略）</p> <p>六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</p> <p>七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。</p> <p>（司書及び司書補の資格）</p> <p>第五条 左各号の「」に該当する者は、司書となる資格を有する。</p> <p>（新設）</p> <p>一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの</p> <p>二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの</p>

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資

三 三年以上司書補（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの

第七条 削除

（新設）

（新設）

（新設）

するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十八条及び第十九条 削除

附則

10 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令若しくは旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

（公立図書館の基準）

第十八条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第十九条 削除

附則

10 第二条第一項、第三条及び第十五条の学校には学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第三条の従前の規定による学校を、第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を、第五条第二項の高等学校には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科及び青年学校本科並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含むものとする。